

具体的な制度設計に向けた検討（案）

昨年度の本小委員会における検討結果を踏まえつつ、私的録音に係る対価還元手段の在り方について、方向性を示していくために、具体的な制度設計に向けた検討を深める。

【1. 私的録音録画補償金制度の見直し】

（1）対象機器・記録媒体について

①対象機器・記録媒体の範囲

〔現状〕 私的録音録画補償金制度の対象は、現在、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、専用機器・記録媒体であっても、私的録音に実際に使用されていることが確認された機器・記録媒体一体型の録音専用機器や、汎用機器（パソコン、スマートフォン等）等は対象とされていない。（法第30条第2項）

昨年度検討された論点

- ✓ 汎用機器等を使用して私的複製が現に行われている実態をどう考慮すべきか。
- ✓ 契約と技術による対価還元のビジネスモデルが構築される場合、その在り方により、対象機器・記録媒体の範囲は具体的にどのように確定されるか。



昨年度審議経過報告における整理

- 対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、現在指定されている機器・記録媒体以外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ決定する（柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う）ことが望まれる。



更なる検討課題例

- ✓ スマートフォンについては、無料でストリーミング配信されているコンテンツについて、画面収録をすることができる機能も登場しているが、対象機器・記録媒体の範囲の判断において、当該機能はどのように評価できるか。

②対象機器・記録媒体の決定方法

〔現状〕 現行制度においては、その購入において補償金の支払義務が発生する対象機器・記録媒体について、政令で定めることとしており、著作権法施行令において、技術仕様に着目した規定により、録音・録画専用機器及び記録媒体について、個別に指定されている（施行令1条及び1条の2）。

昨年度検討された論点

- ✓ 政令指定方式を改め、法令で定める基準に照らして、公的な評価機関の審議を経て、文化庁が定める方法とすべきか。



昨年度審議経過報告における整理

- 現行の政令指定の在り方は、法的安定性及び対象機器等の特定の明確性の点で優れていると言えるが、その一方で、技術の実態や私的録音の実態が反映されにくいとの指摘もある。
- 私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う際には、現行制度の政令指定方式について、抽象度を高めた規定内容とすることも考えられる。



更なる検討課題例

- ✓ 私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とするには、具体的にどのような決定方法が望ましいか。

③補償金額の決定

〔現状〕 現行制度においては、指定管理団体が、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要がある。また、文化庁長官は、認可申請のあった補償金額案について、文化審議会（著作権分科会使用料部会）の審議を経て認可することとなっている（法第104条の6）。

昨年度検討された論点

- ✓ 現行制度の方式（申請された案について、文化審議会著作権分科会使用料部会の審議を経て認可）について、見直す必要はあるか（関係者の意見が十分反映される運用改善等を含む）。また、補償金額は、機器等ごとに私的複製の実態等を反映して決定していくことが適切か。



昨年度審議経過報告における整理

- 音楽産業の動向や著作権保護技術の進展、利用者による音楽視聴環境等の変化を踏まえた私的複製の実態が、補償金額に適切に反映される仕組みも必要と考えられる。対象とする機器・記録媒体の範囲の決定について、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での制度見直しを行う際には、例えば、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等については、補償金の対象から除外したり、補償金の額で調整したりする工夫を行うことが適切である。
- 補償金額の決定方法については、現行制度の枠組みを基本的には維持しつつ、私的録音録画補償金制度の対象とする機器等ごとに、私的複製の実態等を反映して決定していくことが可能となるような工夫を講じる必要があると考えられる。



更なる検討課題例

- ✓ 柔軟な運用を可能とするにあたっては、補償金額の決定と対象機器・媒体の決定とを一体的に行うことが効率的か。
- ✓ 補償金額等の決定において、関係当事者による協議を重視する方式は考えられるか（ただし、独占禁止法との整合性に留意が必要）。
- ✓ 補償金額の算定に当たっては、どのような要素を考慮すべきか。

(2) 補償金の支払義務者

〔現状〕 現行制度においては、私的使用を目的として、特定の機器・記録媒体にデジタル方式の録音・録画を行う者が支払義務を負うこととしつつ（法第30条第2項）、当該機器・記録媒体の製造又は輸入を業とする者についても、支払の請求及びその受領に関し「協力しなければならない」と定め（法第104条の5）、製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」という。）が支払の協力義務を負うこととされている。

昨年度検討された論点

- ✓ 録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、録音・録画機器等の発達普及が私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらしていることから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観点上、当該機器等の提供者である製造業者等が、支払に協力する義務を負っている。支払義務者の見直しは、補償金の返還制度の問題の解消にもつながりうるが、このような製造業者等の位置づけを見直す必要はあるか。必要があるとすると、どのような改善方策が考えられるか（「協力義務」の位置づけの見直しや、「協力義務」の内容の明確化等）。



昨年度審議経過報告における整理

- 下記のような意見が出され、位置付けの見直しについては、抜本的な見直しを行うことについて意見集約には至らなかった。
 - ・ 法制度上、義務という形で強制力がないとなれば補償金制度は事実上機能しない。コンテンツの訴求力を利用して利益を上げる製造業者等について支払義務を課すべきであり、そのような補償金制度は、一般的に国際的な理解がある。
 - ・ 本制度は、私的複製を行う利用者の行為を前提とするものである以上、利用者の行為を捨象して、複製機能を有する機器・記録媒体を提供する製造業者等の支払義務を位置付けることは、法制度として無理があるのではないか。
 - ・ 製造業者等の義務を明確化しようとする場合には、製造業者等と同様に、私的複製の増進に寄与するクラウドサービス等の提供者についても、支払義務者とすべきかを検討する必要がある。かつ、その場合には、海外事業者がいる場合にどのように実効的な運用を確保できるか等も課題となり、現実的に対応困難ではないか。
- 製造業者等について、引き続き、協力義務を負うとした場合であっても、製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図ることも検討すべきではないか。



更なる検討課題例

- ✓ 製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図る必要はあるか。明確化を図る場合、具体的にはどのような内容とするべきか。

(3) 補償金の分配等

〔現状〕 現行制度においては、補償金の分配に関して、文化庁長官への届出が義務付けられている指定管理団体の補償金関係業務の執行に関する規程に、第30条第2項の規定の趣旨を考慮した分配に関する事項を含まなければならないとされている。(第104条の7) 実態として、現在、私的録音補償金の徴収・分配は、一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)を通じて実施されている。

昨年度検討された論点

- ✓ 対価還元を機能させるシステムとして、補償金の徴収・分配をどのような仕組みとするか(補償金の分配先・分配方法・文化振興等の目的への支出)。



昨年度審議経過報告における整理

- 本制度は、個々の利用者の私的領域に立ち入ることの限界を前提に、広範な私的複製の許容を基礎とするものであることから、個別の利用実態を把握することには限界があり、また、厳密な分配を行おうとする場合には、取引費用がかえって高騰し、制度として成り立たない。このため、分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要であるとともに、共通目的基金との組合せも必要である。



更なる検討課題例

- ✓ 制度に内在する課題として、分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性が指摘されており、徴収した補償金の分配・支出の適切性を、具体的にどのように確保すべきか。例えば、定期的な実態調査を行うことも考えられるが、その場合は、実施体制をどのように考えるべきか。
- ✓ 導入当時は、録音と録画の機器が分かれており、指定管理団体が二団体存在していた。現在は録音と録画が同一の機器等でできる機器等も販売されているが、録画についても徴収を行う場合には、機器への二重請求の回避や管理費用削減の観点から一つの団体とすべきか。

(4) 共通目的事業

〔現状〕 現行制度においては、著作権等の保護に関する事業及び著作物の創作の振興・普及に資する事業に対して、補償金の2割以内で政令で定める割合に相当する額を支出することとしている。(法第104条の8)

昨年度検討された論点

- ✓ 対価還元を機能させるシステムとして、補償金の徴収・分配をどのような仕組みとするか（補償金の分配先・分配方法・文化振興等の目的への支出）。



昨年度審議経過報告における整理

- 本制度の改善の一環として、共通目的事業を、私的録音等の対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用することを目指すクリエイター育成基金の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくことも適切である。
- 本制度は、私的複製に係る権利者に対する対価還元手段であり、その分配・支出先については、権利者の合意があれば、変更可能である。各権利者団体からは、共通目的事業の支出にあたり利用者（ユーザー）の意見も取り入れ、透明性を高めることや、共通目的事業に対する支出割合について、権利者側の合意が得られるのであれば、2割以上と

していくことも考えられることについて、意見が出された。



更なる検討課題例

- ✓ 共通目的事業について、「クリエイター育成基金」の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくため、具体的にどのような措置を講じるべきか。
- ✓ 私的録音録画補償金の2割とされている共通目的事業のための支出割合について、見直す場合には、具体的に何割とするべきか。

【2. 代替措置について】

私的録音録画補償金制度の代替措置の可能性が将来的にありうるものとして、契約と技術による対価還元手段及びクリエイター育成基金について検討された。

2-1. 契約と技術による対価還元手段

昨年度検討された論点

- ✓ 契約と技術による対価還元手段の課題について、それらの課題解決に向けてどのような現実的な方策が考えられるか。特に、契約・技術により実効的な対価還元が実現できる領域の範囲と限界はどこまでか（どのような実効的なビジネスモデルが考えられるか）。



昨年度審議経過報告における整理

- ビジネスモデルは関係当事者間で構築すべき事柄であり、その在り方は多様でありうること、また、少なくとも当事者間で合意される範囲においては、契約と技術による対価還元手段も有効な手段でありうると考えられる。
- 契約と技術による対価還元手段が、録音分野においては、音楽配信サービス以外の領域においても対価還元手段として有効に機能しうるかについては、明確になっていないところであり、いずれにしても、契約と技術による対価手段が馴染みやすい領域とそうではない領域がありうることを確認された。
- 契約と技術による対価還元のビジネスモデルは、限界を有するものでありうる反面、補償すべき程度を検討する際には留意すべき。
- 今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。



更なる検討課題例

- ✓ 契約と技術による対価還元手段を、私的録音録画補償金制度の代替措置として想定する場合、どのような実効性ある手段が具体的に想定され、また、そのような措置はいつ実現する見込みがあるか。
- ✓ 契約と技術による対価還元手段により私的録音録画に係る対価の還元が実現するとされる場合、著作権法第30条1項における私的録音録画に係る権利制限を維持する必要はあるか。

2-2. クリエーター育成基金

昨年度検討された論点

- ✓ 補償金、広く国民・事業者等から一定の基金を集める、税金として集めるなどが考えられるかどうか。基金以外の適切な支援の在り方も検討すべきか（税制優遇等）
- ✓ 対価還元の必要性は、私的録音による不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエイター育成目的に支出することの理由についてどのように整理ができるか。対象事業等、支出先をどのように決定するか。



昨年度審議経過報告における整理

- クリエーター育成基金を実効性ある形としていくための具体的な姿については、現時点では合意形成にまで至ってはいないが、その目指す方向性については、一定の共有認識が得られた。
- クリエーター育成基金の趣旨を生かす方策として、私的録音録画補償金制度の共通目的事業において生かす形で改善を図っていくことも適切であり、権利者への分配を確保しつつ、共通目的事業をクリエイター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化振興に寄与していくものとして捉えていくことも考えられる。



更なる検討課題例

- ✓ 私的録音録画補償金制度の共通目的事業においてクリエイター育成基金の趣旨を生かす形で改善を図る場合においても、クリエイター育成基金の実現についてさらに検討する必要があるか。
- ✓ クリエーター育成基金の実現について模索する必要がある場合、実現可能性が高い仕組み・内容として、どのようなものが考えられるか。